

「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に関する業務取扱要領」

本会が公益社団法人福島県青果物価格補償協会（以下「協会」という。）の対象出荷団体として行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に関する業務取扱は、この要領により行う。この要領に定めるほかは、協会の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書等に準ずるものとする。

1. 対象出荷団体と農業協同組合（以下「組合」という。）の委託

本会は、組合に対し、組合が本会に納入する交付予約に伴う資金造成に要する負担金（以下「負担金」という。）を生産者から徴収する場合の事務及び本会が組合に交付した価格差補給交付金（以下「補給金」という。）を生産者に交付する事務を委託するものとし、組合は委託を受けた事務が適切に実施されていることについて、本会の求めにより報告するものとする。

2. 交付対象野菜

この事業による補給金の対象となる野菜は、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 対象産地の区域内で生産された特定野菜であること。
- (2) 福島県標準出荷規格に適合するものであること。
- (3) 組合が生産者より委託を受け、本会に再委託して出荷されたものであること。
- (4) 協会が補給金の交付対象とした月・旬（以下「交付対象旬」という。）に販売されたものであること。
- (5) 協会が補給金の交付対象とした対象市場群（以下「交付対象市場群」という。）に出荷されたものであること。
- (6) 組合が本会に対し補給金の交付予約を行い、負担金を納入したものであること。

3. 補給金の交付予約

- (1) 補給金の交付を受けようとする組合は、あらかじめ様式1により本会に対し業務区分ごとに交付予約の申込を、本会が定めた期日までに行うものとする。
- (2) 本会は、協会に対して県が承認した供給計画等に基づき、業務区分ごとに交付予約の申込を行う。
- (3) 本会は、協会が交付予約数量の申込を承諾したときは、遅滞なく組合ごとの過去の実績、出荷計画及び交付予約申込数量等を勘案して、交付予約数量を定め、その旨を当該組合に対し通知する。
- (4) 組合は、交付予約数量に応じた負担金を本会の請求により納入するものとする。

4. 産地区分ごとの補給金の配分

(1) 組合ごとの補給金の配分は次ぎによる。

①. 配分基礎数量

組合ごとの配分基礎数量は、交付対象旬の出荷数量若しくは旬別按分予約数量（対象出荷期間の総出荷数量が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を旬別出荷数量で按分して得た数量）のいずれか小さい数量とする。

②. 交付対象数量

組合ごとの交付対象数量は、本会の交付対象数量と組合ごとの配分基礎数量の合計との関係に応じて、別に定めるところにより算定する。

③. 交付単価

交付単価は、本会の補給金を本会の交付対象数量で除して得た額とする。

④. 配分額

配分額は、組合ごとの交付対象数量に交付単価を乗じて得た額とする。

(2) 組合間共同出荷を実施しているグループについての配分

①. 組合ごとに交付予約を行っている場合

組合ごとの出荷数量を確認して、組合ごとに配分する。

②. 代表組合またはグループで交付予約を行っている場合

1 組合とみなして配分をし、組合ごとの配分はグループが行う。

5. 補給金の交付

本会は、協会から補給金の交付を受けたときは、遅滞なくその全額を組合に配分し、様式 2 により通知のうえ交付する。

6. 負担金の管理

(1) 組合から徴収した負担金は事業預かり金とし、組合ごとの持分を明確にして管理する。

(2) 協会に納入した負担金及び協会の特別積立金へ繰り入れ納入した場合は事業預け金として管理する。

(3) 協会から特別業務資金の資金繰入の通知があったときは、繰入相当額を業務区分ごとに組合に配分する。

(4) 協会から納入負担金の取り崩しの通知があったとき及び協会より特別積立金の取崩しの通知があったときは、事業預け金の取り崩しを行うと共に取崩相当額を業務区分ごとに組合に配分し、事業預かり金の取り崩しを行う。

(5) 取崩額が事業預かり金を上回るときは、不足額を当該組合から、別途徴収する。

(6) 既納入負担金が必要資金造成額を上回るときは、上回る額を当該組合に返戻する。

7. 組合における補給金の取扱

- (1) 組合は、補給金の配分・交付に関する基準を、福島県農業協同組合中央会の青果物価格安定事業に係る業務取扱要領例に準じて制定し、この基準に基づいて取扱わなければならない。なお、組合は、基準を制定・変更を行った場合は、生産者に周知するものとし、本会には届け出るものとする。
- (2) 組合は、生産者に補給金を交付したときは、遅滞なく様式3により本会に交付結果を報告するものとする。

8. 計算事務等の委託

- (1) 本会は、協会に出荷情報の提供を行い、補給金の交付に係る計算事務等については委託して行うものとする。
- (2) 本会は、交付予約組合より、協会の健全な運営を確保することを目的とした特別積立金への造成申込みがあったときは、配分した特別業務資金を原資に協会へ繰り入れ納入することができる。その場合、当該組合に通知しなければならない。

9. その他

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る経理は、他と明確に区分しておくとともに、関係書類は補給金の交付完了後5年間保存しておくものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日より施行する。

(制度・改廃)

この要領の制定・改廃は、県本部長が決定する。ただし、軽易な事項については、園芸部長が決定する。

(疑義解明)

この要領の解釈その他の疑義は、園芸部長が決定する。

附 則

この要領の改定は、平成30年4月1日より施行する。

【別記様式第1号】

**特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る
価格差補給金の交付予約申込書**

(文書番号)

〇〇年〇〇月〇〇日

J A全農福島
県本部長 様

(出荷団体名)

(代表者名)

印

貴会の要領を承知の上、下記のとおり特定野菜等供給産地育成価格差補給金の交付予約の申込みをします。

なお、負担金は、貴会の請求に基づきただちに支払います。

記

対象野菜別交付予約数量等・・別紙のとおり

**特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る
補給交付金交付申請書**

(文書番号)
〇〇年〇〇月〇〇日

J A全農福島

県本部長 _____ 様

(出荷団体名) _____
(代表者名) _____ 印

下記のとおり、特定野菜補給交付金の交付を申請します。

記

1. 補給交付金交付申請額 _____ 円

但し、内訳は交付予定額通知書のとおり。

【別記様式第2号】

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る 価格差補給金の交付通知書

(文書番号)
〇〇年〇〇月〇〇日

J A
代表理事組合長 _____ 様

J A 全農福島
県本部長 _____ 印

このことにつきまして、下記のとおり交付しますので通知いたします。
なお、速やかに生産者に交付のうえ、その結果について別添用紙によりご報告ください。

記

1. 交付金額 _____ 円
(内訳)

交付対象			交付対象 数量 (kg)	交付単価 (円)	交付金額 (円)	取崩額 (円)	交付対象数量 算定方法
品目	市場	月旬					

2. 送金年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
3. 今般の交付に伴う負担金の取崩額は1の内訳のとおりです。
4. 生産者に対する交付報告用紙 別添のとおり
5. 報告書の提出期限 〇〇年〇〇月〇〇日

【別記様式第3号】

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る 価格差補給金の交付結果報告書

(文書番号)

〇〇年〇〇月〇〇日

J A 全農福島
県本部長 様

(出荷団体名)

(代表者名)

印

このことについて、下記のとおり交付したので報告します。

記

1. 業務区分

(1) 対象品目

(2) 対象市場群

(3) 対象出荷期間 〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日

2. 補給金の受領額

円

3. 交付した金額

円

注：交付した金額は、負担金を取崩す前の金額を記入してください。

(別紙「交付金明細表」の交付金額①の合計金額となります)

(内訳)

交付対象			交付金額等		交付単価 (円. 銭)
市場	月	旬	数量 (kg)	金額 (円)	

4. 交付した生産者数 人

5. 交付年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

6. 生産者別交付明細 別紙のとおり

【 別 紙 】

